令和８年度
第１回 文化財調査委員会議

日時　令和８年７月30日（木）
　　午前10時～正午
場所　花泉支所４階東会議室

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　題

（1）報告　　令和７年度文化財保護事業の実績について

（2）協議１　指定文化財の指定について

（3）協議２　令和８年度文化財保護事業の実施について

（4）その他

４　そ の 他

５　閉　　会

関係規程（抄）

○一関市文化財保護条例（抄）

平成17年9月20日
条例第96号

第7章　文化財調査委員

（文化財調査委員）

第43条　教育委員会に一関市文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2　調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

第44条　調査委員は、市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

第45条　調査委員の定員は、20人以内とする。

第46条　調査委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　調査委員は、非常勤とする。

○一関市文化財保護条例施行規則（抄）

平成17年9月20日
教育委員会規則第34号

（調査委員会議）

第21条　条例第43条第1項に規定する一関市文化財調査委員（以下「調査委員」という。）は、必要に応じて会議を開くものとする。

2　調査委員の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

（委員長及び副委員長）

第22条　会議に委員長及び副委員長1人を置き、調査委員の互選とする。

2　委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の成立及び議決）

第23条　会議は、調査委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2　会議の議事は、出席調査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

文化財調査委員名簿

◇委員

任期：令和7年４月１日～令和9年３月31日

選出	氏　名	専門分野	就任年月日	備　考
	工藤（くどう） 武（たけし）			
	菊池（きくち） 薫（かおる）			
	大島（おおしま） 晃一（こういち）			
	政次（まさつぐ） 浩（ひろし）			
	西（にし） 幸子（ゆきこ）			
	佐々木（ささき） 繁喜（しげき）			
	山川（やまかわ） 純一（じゅんいち）			
	及川（おいかわ） 雅晴（まさはる）			
	佐野（さの） 修弘（のぶひろ）			
	千葉（ちば） 浩（ひろし）			
	菅原（すがわら） 良太（りょうた）			
	佐藤（さとう） 育郎（いくろう）			
	小山（おやま） 眞正（みちのぶ）			
	海野（うんの） 哲彦（あきひこ）			
	八巻（やまき） 徹（とおる）			
	金野（こんの） 壮（つよし）			

◇教育委員会

所　属	職　名	氏　名	電話番号等
一関市教育委員会	教育長	時枝（ときえだ） 直樹（なおき）	
	教育次長	千葉（ちば） せつ子（せつこ）	
文化財課	文化財課長	岩渕（いわぶち） 真樹（まき）	文化財課 〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町29 花泉支所３階 ☎ 0191-82-2242　Fax 0191-36-1668 E-mail bunka@city.ichinoseki.iwate.jp
	課長補佐兼文化財係長	西山（にしやま） 亜希恵（あきえ）	
	学芸主任主査	菅原（すがわら） 孝明（たかあき）	
	主任主事（兼）	原田（はらだ） 祐（ゆう）	
	文化財調査研究員（専）	畠山（はたけやま） 篤雄（とくお）	
	文化財調査研究員（専）	千葉（ちば） 信胤（のぶたね）	
	文化財調査研究員（専）	千葉（ちば） 孝弥（たかみ）	
	文化財調査研究員（専）	菅原（すがわら） わかな	

報告　令和7年度文化財保護事業の実績について

令和7年度事業実績

1　文化財の保護・地域文化の伝承

⑴　文化財の保存・活用

教育振興基本計画掲載 Ｒ３～Ｒ７事業名	事　業　実　績　等
文化財調査委員等活動推進事業	●文化財調査委員会議 ・７/31　（出席 15 人） ・２/10　（出席 14 人）
埋蔵文化財保存管理事業	●埋蔵文化財包蔵地照会等 ・埋蔵文化財包蔵地照会への回答　522 件 ・埋蔵文化財発掘届出　24 件 ・埋蔵文化財発掘通知　4 件 ●開発行為や調査での発掘調査 ・埋蔵文化財包蔵地本調査　0 件 ・埋蔵文化財包蔵地試掘調査　8 件 ・埋蔵文化財包蔵地工事立会　6 件 ●発掘調査報告書の刊行（Ｒ８．３月） ・「市内遺跡調査報告書（第 45 集）」
歴史民俗資料等活用整備事業	●民俗資料館の活動 ⑴総合学習等教育面での利活用件数 ①児童生徒向けの出前授業(講座)の開催　1 件 弥栄小３年生　5 人 ②学校の授業での来館による見学、体験　7 件 中里小３年生　30 人　滝沢小３年生　19 人 一関南小３年生　38 人　大原小３年生　14 人 大東小３年生　19 人　興田小３年生　17 人 藤沢小３年生　36 人 ③児童生徒の社会教育活動等での来館による見学、体験　3 件 大東中２年生　2 人 学びの土曜塾　46 人 一関修紅高等学校　2 人 ⑵その他、企画展、体験講座、市民学芸員活動等を実施 企画展　5/31～９/23 「JR 大船渡線開業 100 周年記念　くらしのなかの大船渡線」　期間入館者数：846 人 10/25～12/7 「生誕 150 年記念　柳田國男と一関地方－大正９年東北旅行と鳥畑隆治－」期間入館者数：644 人 ●民俗資料等の整理、保管箇所の集約化 ・集約する保管場所（収蔵庫）の検討　（協議継続） ＊保管箇所数 15（R7 年度末）

教育振興基本計画掲載 Ｒ３～Ｒ７事業名	事　業　実　績　等
指定文化財調査研究事業	●原本無刑録などについての調査研究 ・調査点数 860 点、資料解読９点 ●市指定文化財に指定する候補物件調査 ・有形民俗文化財　１件指定 （獅子頭（大泉院））
文化財情報提供事業	●市広報「文化財探訪」記事掲載 ・ 4/1 号　市指定有形文化財　十一面観音立像　（大東） ・ 5/1 号　市指定史跡　鼠沢七里塚　（千厩） ・ 8/1 号　市指定無形民俗文化財 牧澤神楽　（一関） ・12/1 号　市指定天然記念物　イチョウ　（東山） ・ 2/1 号　市指定無形民俗文化財 下大籠南部神楽（藤沢）
文化財標柱・解説板整備事業	●文化財標柱・解説板の整備 市総合計画（後期）指標。H26～Ｒ2 年度設置の 178 基に加え、毎年 10 基を整備し、Ｒ7 年度までに累計 230 基の整備を目指す 計画 １　これまでの実績 ・Ｒ2 年度実績累計 178 基（H26～Ｒ2 年度累計整備数） ・Ｒ3 年度実績累計 188（＋10）基 ・Ｒ4 年度実績累計 197（＋ 9）基 ・Ｒ5 年度実績累計 203（＋ 6）基 ・Ｒ6 年度実績累計 213（＋10）基 ・Ｒ7 年度実績累計 224（＋11）基 ＊部分修繕、撤去、翻訳委託件数を除く新規、更新設置基数 ２　Ｒ７年度実績 ⑴解説板 ①県指定有形文化財（考古資料）最明寺石塔婆　川崎 ②市指定有形文化財（工芸品）　馬一字額　大東 ③市指定有形文化財（歴史資料）屋須弘平の遺品　藤沢 ④市指定有形文化財（考古資料）長昌寺の提瓶　藤沢 ⑤埋蔵文化財包蔵地　舞草鍛冶　一関 ⑥埋蔵文化財包蔵地　道土塚・奥の細道　一関 ⑵標柱(案内板を含む) ①市指定有形民俗文化財（交通）道標　東山（長坂） ②市指定有形民俗文化財（交通）道標　東山（田河津） ③市指定天然記念物（植物）　種蒔桜　千厩 ④埋蔵文化財包蔵地　方両遺跡　室根 ⑤埋蔵文化財包蔵地　大場場遺跡　大東

教育振興基本計画掲載 Ｒ３～Ｒ７事業名	事　業　実　績　等
文化財施設等整備事業	●千葉胤秀旧宅の保存活用方針に係る協議・検討の継続 ・解体復原の方法、事業費の試算及び活用策（方法）について、内部協議を継続。　茅葺屋根応急修繕　737,000 円（R8.3.1～5） ●せんまや街角資料館施設修繕　221,100 円
文化財公開活用事業	●旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅、せんまや街角資料館、旧東北砕石工場の管理と一般公開
その他	●文化財防火訓練　578 人 ・一関 1/24　旧沼田家武家住宅　57 人 ・花泉 1/25　宝持院　（メイン会場）　98 人 ・大東 1/25　観福寺及びその周辺　84 人 ・千厩 1/25　大光寺　73 人 ・東山 1/25　菅公夫人の墓　51 人 ・室根 1/25　松山寺周辺　108 人 ・川崎 1/25　最明寺　52 人 ・藤沢 1/25　藤勢寺本堂及び周辺　55 人 ●職員の講師派遣 ・5/14、6/11、7/9、9/10、10/8、11/12、12/10 中里大学歴史講座　中里市民センター（畠山） ・5/21 千厩地域統計調査員協議会研修会 「産金と磐井郡」（畠山） ・9/9　山目市民センター成人事業 「郷土史学習やまのめの文化財探訪～若宮舘・泥田廃寺を学ぶ～」（畠山） ・9/11 台湾教育部「青年百億海外圓夢基金計畫」地方創生特派員プロジェクト 「僛草神社と周辺の歴史文化」（畠山） ・11/9 骨寺村荘園交流館「探訪事業④」 「奥州藤原氏ゆかりの文化財めぐり～義経伝説と砂金～」（畠山） ・1/10 赤荻歴史講習会　一関学習交流館 「一関と周辺の窯業」（畠山） ・せんまや街角資料館企画展 展示解説　（畠山） ●文化財指定や調査の依頼など ・文化財指定候補の暫定リスト作成 ・市指定文化財の県指定に向けた調査を継続 ・市指定文化財の指定に向けた調査 ●せんまや街角資料館企画展 ・4/29～7/6　「一関の埋蔵文化財 Vol.5」　入場者数　325 人 ・9/2～11/16　「磐井と周辺の義経伝説」　入場者数　510 人 ・11/23～12/20　「テアトル東都開館 70 周年」入場者数　156 人 ・2/1～3/8　「白石隆一　米寿をかざる」　入場者数　916 人

⑵　地域文化の伝承

教育振興基本計画掲載 Ｒ３～Ｒ７事業名	事　業　実　績　等
	●ニホンカモシカ滅失処理 ・処理件数 …… 68 件 （R6 年度 62 件、R5 年度 66 件、R4 年度 86 件）
民俗芸能伝承調査研究事業	●民俗芸能の調査等 ・民俗芸能団体活動状況基礎調査 （53 団体（60 芸能）/36 団体（38 芸能）返信） ・学校の民俗芸能調査（花泉小学校　２回） ・「かま神様調査結果」　ホームページ公開 ・上演会等　９回　（岩手県南宮城県北神楽大会ほか） ●民俗芸能映像記録保存事業　（２保存団体） 富沢神楽、白澤神社おためし神事
文化財保護事業補助事業	●指定文化財保護事業補助金 補助率：（修繕対象経費－10 万円）×1/2 など ⑴修復等　３件 ①宝持院　耐震補強工事　2,691,000 円 ②桜森神社　圓通の保存修理　443,000 円 ③東山和紙　かまどの火の焚口のロストルの改修　40,000 円 ⑵保存団体活動等　４件 ①菅公夫人の墓史跡保存会　57,000 円 ②二十五菩薩像保存会　48,000 円 ③薄衣城址保存会　151,000 円 ④名木笠松保存会　164,000 円 ⑶重要建物修理修景事業　３件 ①個人　畜舎の屋根塗装　300,000 円 ②個人　畜舎の屋根塗装　197,000 円 ③個人　畜舎、物置、便所の外壁及び扉修繕　226,000 円 計 4,317,000 円 ●郷土芸能活動事業補助金 市民に資金提供等を呼び掛けて実施する事業への補助(1/2 など) ・郷土芸能発表事業 岩手県南宮城県北神楽大会実行委員会　180,000 円 ・郷土芸能備品整備事業 布佐神楽保存会　28,000 円 本郷神楽保存会　35,000 円 計　243,000 円

2　骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

⑴　骨寺村荘園遺跡の保護

教育振興基本計画掲載 Ｒ３～Ｒ７事業名	事　業　実　績　等
骨寺村荘園遺跡保全活用事業	【所管　骨寺荘園室】小区画水田保全活用等への各種支援事業の実施
骨寺村荘園遺跡整備事業	【所管　骨寺荘園室】骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく史跡や修景等の整備
文化的景観保護推進事業	●修理修景事業に係る工事 ※国庫補助対象事業が無かったため未実施 ※一関本寺の農村景観保存計画改定作業に向けた調査を実施
骨寺村荘園遺跡情報発信事業	【所管　骨寺荘園室】骨寺村荘園交流施設を活用して、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村荘園遺跡の情報発信

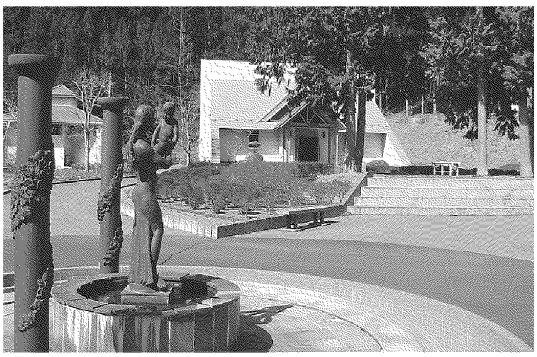
⑵　世界遺産拡張登録の推進

教育振興基本計画掲載 Ｒ３～Ｒ７事業名	事　業　実　績　等
骨寺村荘園遺跡世界遺産登録推進事業	●骨寺村荘園遺跡の確認調査 ・4/21～9/30　調査地点の位置 ：厳美町字駒形８－１　　約 142 ㎡（駒形根神社） 拝殿・神楽殿間の土層を確認する調査 ●骨寺村荘園遺跡調査報告会・講演会 ・2/14　一関保健センター、骨寺村荘園交流館 Ｒ７年度の発掘調査報告会と菅原光聴氏（中尊寺執事長）による講演 ●確認調査報告書の刊行　（Ｒ８．３月） ・「骨寺村荘園遺跡確認調査報告書（第 46 集）」 【所管　骨寺荘園室、博物館】「ひらいずみ遺産」の一体的管理等に向けた県、関係市町との連携。文献調査など。
ときめき世界遺産塾負担金	【所管　骨寺荘園室】県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ひらいずみ遺産塾※」の開催 7/12～12/13　５回シリーズ ※Ｒ７年度から「ときめき世界遺産塾」は「ひらいずみ遺産塾」に名称変更

３　参考　関係社会教育施設入館者数、文化財建造物見学者数、観光施設利用者数

施設、文化財建造物	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
一関市博物館	15,750	13,442	10,262	12,274	10,420
石と賢治のミュージアム	7,049	8,888	7,619	8,918	9,935
芦東山記念館	901	1,235	965	1,157	1,608
一関市民俗資料館	1,074	1,336	1,489	1,121	1,936
せんまや街角資料館	1,663	2,479	2,683	2,418	2,941
大籠キリシタン殉教公園	888	1,203	2,096	1,532	1,790
旧沼田家武家住宅	2,209	3,461	4,695	5,018	4,650
千葉胤秀旧宅	107	64	56	46	57
旧鈴木家住宅	1,655	1,261	2,018	1,422	1,186
千厩酒のくら交流施設	8,156	23,580	29,354	32,595	37,284
骨寺村荘園交流館(若神子亭)	23,337	26,603	25,196	25,097	22,909

＊旧東北砕石工場は石と賢治のミュージアムに所在。旧鈴木家住宅は農林漁業資料館として展示(まちづくり推進課所管。厳美市民センター管理)。佐藤家住宅、横屋酒造は千厩酒のくら交流施設として活用(千厩支所産業建設課所管)。骨寺村荘園交流館若神子亭は骨寺荘園室所管。



大籠キリシタン資料館



せんまや街角資料館

協議１　市指定文化財の指定について

1　市指定文化財

文化財は、文化財保護法で「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」に類型化されています。

このうち一関市は、一関市文化財保護条例第２条で文化財保護法第１項第１号から第４号までに掲げる「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」を文化財としています。

教育委員会は、市内の文化財のうち重要なものを一関市指定文化財に指定することができます（同条例第４条、第21条、第27条、第33条）。

現在本市の指定または選定の件数は、令和８年４月１日現在**253**件です。その内訳は、文化財保護法に基づき国が指定した「国指定」が７件、同じく同法に基づき国が選定した「国選定」が１件、岩手県文化財保護条例に基づき県が指定した「県指定」が35件、一関市文化財保護条例に基づき市が指定した「市指定」が179件、文化財保護法に基づき国が保存および活用のための措置が特に必要として文化財登録原簿に登録した「国登録」が31件となっています。

2　市指定までの流れ

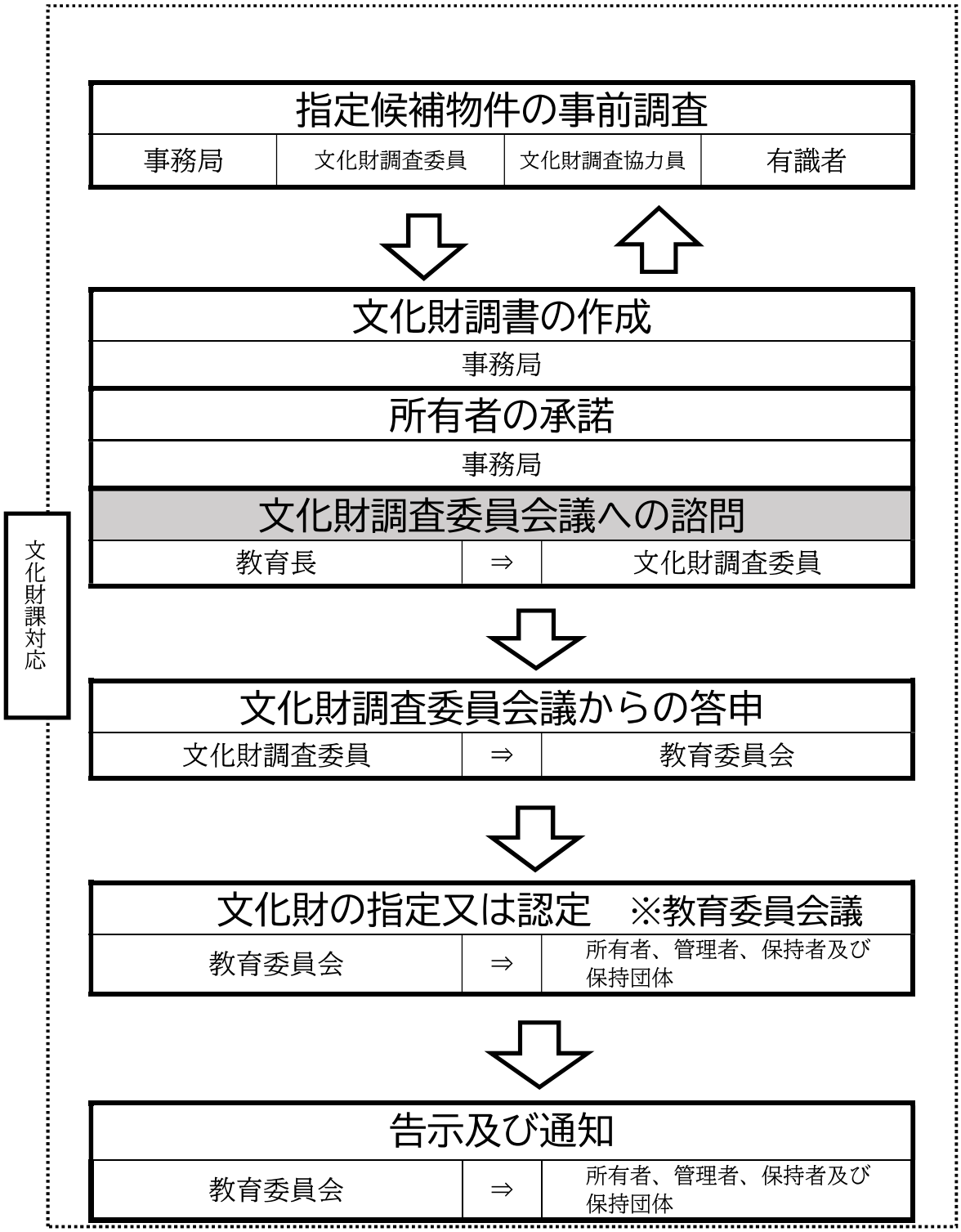
指定しようとする文化財は、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならないほか、一関市文化財調査委員の意見を聴かなければなりません。文化財調査委員は、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、必要であれば補足調査や研究を行います。

指定にあたっては、同条例施行規則第20条により教育委員会が定める「一関市指定文化財指定基準」に基づき、「市の文化史上貴重なもの」「特に意義のある資料となるもの」「顕著な特異性を示すもの」「歴史的価値の高いもの」「学術的価値の高いもの」などを指定することができます。

指定するときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければなりません。指定時には所有者に指定書を交付します。

一方、市指定文化財が文化財としての価値を失ったとき、その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができます（同条例第５条）。指定の解除の通知を受けた所有者は、指定書を教育委員会に返付しなければなりません。

3　市指定の手順


指定候補物件の事前調査
事務局
文化財調査委員
文化財調査協力員
有識者
文化財調書の作成
事務局
所有者の承諾
事務局
文化財調査委員会議への諮問
教育長
⇒
文化財調査委員
文化財課対応
文化財調査委員会議からの答申
文化財調査委員
⇒
教育委員会
文化財の指定又は認定　※教育委員会議
教育委員会
⇒
所有者、管理者、保持者及び保持団体
告示及び通知
教育委員会
⇒
所有者、管理者、保持者及び保持団体

４　諮問する指定候補物件

本会議に諮問する候補物件は、有形文化財１件です。「一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準（平成 27 年３月 31 日教育長決裁)」に基づき、文化財として貴重である物件を指定候補としました。

詳細は次のとおりです。

［有形文化財（工芸品）］　１件

・令和８年度　諮問第１号　**「櫻森神社御正躰（さくらもりじんじゃみしょうたい）**

その１　如来形坐像御正躰（にょらいぎょうざぞうみしょうたい）

その２　三尊坐像御正躰（さんぞんざぞうみしょうたい）

その３　尊名不詳坐像御正躰（そんめいふしょうざぞうみしょうたい）

その４　拱手菩薩形坐像御正躰（きょうしゅぼさつぎょうざぞうみしょうたい）」

宗教法人櫻森神社（千厩町）

●指定基準

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準　……　　【参考２】参照

諮問第１号

一関市文化財保護条例第 27 条の規定により、「櫻森神社御正躰」を一関市指定有形文化財に指定することについて諮問いたします。

令和８年７月 30 日　提出

一関市教育委員会　教育長　時　枝　直　樹

記

１　文化財の種別名称

種　別　有形文化財（工芸品）

名　称　櫻森神社御正躰

その1　如来形坐像御正躰

その2　三尊坐像御正躰

その3　尊名不詳坐像御正躰

その4　拱手菩薩形坐像御正躰

２　員数　４面

３　文化財の所在地

一関市千厩町

４　所有者の氏名住所

氏名　宗教法人櫻森神社

住所　一関市千厩町

５　文化財の特徴

４面いずれも木胎にごく薄い金銅板複数枚を廻らせ鏡板とし、鏡面に仏像など別製部品を鋲留めする仕様である。青海波上に仏像をあらわし、獅噛形鐶座を備え、内区外区とも文様は別製部品によらずタガネ彫出による御正躰である。別製の仏像や獅噛形鐶座は圧出によるものとみられ、平面化と簡略化とが相応に進行している。

室町時代（１５世紀末～１６世紀）のものと思われる。

願主・作者は不明。

共通する時代的特徴を備えた作例が全国各地に散在している。そのなかにあって、本件は全国的な比較検討に堪え得る一典型と評価される。

さらに、携行に適した御正躰の特性が活かされ、勧請奉懸という地域の歴史が具現化した好例といえる。

上記は一関市有形文化財指定基準「絵画、彫刻、工芸の部１及び２」によく該当し、一関市指定有形文化財に相応しいと評価される。

櫻森神社御正躰（さくらもりじんじゃみしょうたい） 図版

【縮尺不同】



【図1】その1 鏡面



【図2】その1 鏡背



【図3】その2 鏡面



【図4】その2 鏡背



【図5】その2 鏡背赤外線画像



【図6】その3　鏡面



【図7】その3　鏡背



【図8】その4　鏡面



【図9】その4　鏡背

文 化 財 調 査 報 告 書

調査員　政次　浩、一関市文化財課職員
調査日　令和８年６月２５日ほか
報告日　令和8年7月３０日

１所有者の住所 ・氏名（名称）	岩手県一関市千厩町 宗教法人櫻森神社（さくらもりじんじゃ）
２文化財の所在地	岩手県一関市千厩町
３種別	有形文化財（工芸品）
４名称	**櫻森神社御正躰（さくらもりじんじゃみしょうたい）【図1～9】** その1　如来形坐像御正躰(にょらいぎょうざぞうみしょうたい) その2　三尊坐像御正躰(さんぞんざぞうみしょうたい) その3　尊名不詳坐像御正躰(そんめいふしょうざぞうみしょうたい) その4　拱手菩薩形坐像御正躰(きょうしゅぼさつぎょうざぞうみしょうたい) 【註】配列は調査順であり有意性なし
５員数	1件４面
６品質・構造	本件はいずれも薄金銅板木胎一部彩色の円形御正躰 その1 仏像は腹前で定印を結ぶ 鏡面は薄金銅板竪（たて）３枚矧ぎ 仏像、天蓋、花瓶、挿花、圏帯、覆輪は金銅造別製鋲留め 覆輪は縁を覆わない 獅噛形鐶座は銅造彩色別製鋲留め、宝珠形鐶台と一体制作 仏像、光背、花瓶、圏帯と覆輪の唐草文、内区青海波、外区花文はタガネ彫り 木胎は横木1材製、樹種不明　鏡背に墨書銘あり その2 仏像は、中央像と左方像が胸前で合掌か、右方像が左手を腹前に下げ、右手を胸前に上げるか 鏡面は薄金銅板竪２枚矧ぎ 仏像、天蓋、花瓶、挿花、圏帯、覆輪は金銅造別製鋲留め 覆輪は縁を覆わない 獅噛形鐶座は銅造彩色別製鋲留め、鐶台省略 天蓋羅網に緑玉を用いる　天蓋に朱彩残る

	仏像、光背（中央像）、天蓋、花瓶、内区青海波、外区唐草文はタガネ彫り 木胎は竪木1材製、樹種不明　鏡背に墨書銘あり その3 仏像は腹前で定印を結び鉢状の持物を執るか 鏡面は薄金銅板竪2枚矧ぎ 仏像、天蓋、花瓶、挿花、圏帯、覆輪は金銅造別製鋲留め 覆輪は縁を覆わない 獅噛形鐶座は銅造彩色別製鋲留め、鐶台省略 仏像、光背（中央像）、花瓶、内区青海波、外区唐草文はタガネ彫り 木胎は竪木1材製、樹種不明　鏡背に墨書銘あり その4 仏像は胸前で衣の内にて拱手するか 鏡面は薄金銅板竪（たて）3枚、横1枚、4枚矧ぎ 仏像、天蓋、花瓶、挿花、圏帯、覆輪は金銅造別製鋲留め 覆輪は縁を覆わない 獅噛形鐶座は銅造彩色別製鋲留め、宝珠形鐶台と一体制作 天蓋羅網に青玉を用いる 仏像、光背、天蓋蓮華文、花瓶、圏帯と覆輪の唐草文、内区青海波、外区花文はタガネ彫り 木胎は竪木1材製、樹種不明　横桟　鏡背に墨書銘あり
7 法量･保存状態	【法量（cm）】 その1　鏡板径23．3　縁高1．5　仏像総高9．4（光背～台座） その2　鏡板径27．4　縁高0．9 仏像総高　中央像6．2　左方像5．7　右方像5．7 その3　鏡板径27．8　縁高1．0　仏像総高8．9（光背～台座） その4　鏡板径29．3　縁高1．5　仏像総高8．8 【保存状態】 その1　天蓋、右方鐶座、挿花一部欠失　点状汚損　塵埃汚損 その2　木胎割損　天蓋羅網一部欠失　塵埃汚損 その3　木胎割損　天蓋、左方花瓶、左右挿花欠失　塵埃汚損 その4　天蓋羅網一部、左右挿花欠失　塵埃汚損 【後補】 全4面鏡背墨書銘（後述）、その4鏡背横桟 【特記事項】 全4面耐火防犯対策未施行

	全4面塵埃汚損進行、湿害及び虫菌害などの懸念あり
8 願主・作者	不明 その2及びその4鏡背墨書銘にある「千葉出羽守胤義」は勧請奉懸の関係者かと推測されるものの、詳細不明。
9 時代又は年代	室町時代（15世紀末～16世紀）
10 奥書・銘文等	【銘文】 その1 （鏡背墨書）「永治元年／九月十六日」 その2 （鏡背墨書）「永仁二（割書）甲／午年／九月十六日／千葉出羽守／胤義」 その3 （鏡背墨書）「永治元年／九月十六日」 その4 （鏡背墨書）「永仁二（割書）甲／午年／九月十六日／千葉出羽守／胤義」 （参考 永治元年＝西暦1141年、永仁二年＝西暦1294年）
11 伝来 （由来・伝承等）	本件は、奉納先を記す銘文がなく伝来は厳密には不明であり、そもそも御正躰は容易に移動できるものであるが、現所在地に勧請奉懸されてから相応の年月を経ていると想像される。 また、伝来を物語る史料に恵まれないことなどを勘案し、御正躰の移動について、ここでは考慮しないこととする。 櫻森神社は、『安永風土記』など近世近代の地誌によると、近世には伊勢社と称する四ケ奥玉惣鎮守で、永治元（1141）年9月16日に橘館城主の佐藤隼人助師久なる人物が勧請したと伝える。また、本山派修験の蓮花院が別当を務めていたことが知られる。 なお、本件に関する記述は見出し得ない。 参考文献 『風土記御用書出』ほか
12 所見	本件は、いずれも木胎にごく薄い金銅板複数枚を廻らせ鏡板とし、鏡面に仏像など別製部品を鋲留めする仕様。青海波上に仏像をあらわし、獅噛形鐶座を備え、内区外区とも文様は別製部品によらずタガネ彫出による御正躰。別製の仏像や獅噛形鐶座は圧出によるものとみられ、平面化と簡略化とが相応に進行している。 これらのうち、制作技法、青海波や獅噛形鐶座、簡略化された表現、タガネ主体による文様などは室町時代（15世紀末～16世紀）の一典型となるもの。 基準作例を通覧すると、歳苗神社（滋賀県東近江市）十一面観音菩薩坐像御正躰（1492年）**【挿図1】**、横山神社（同県長浜市）尊名不詳坐像御正躰（1492年）**【挿図2】**、同社馬頭観音坐像御正躰（1499年）**【挿図3】**、同社尊名不詳御正躰（仏像欠失、1500年）**【挿図4】**、飯道神社（同県甲賀市）如来形坐像御正躰（1555年）**【挿図**

	5】などが参考となる。 岩手県内では紀年銘を有する基準作例は管見に及ばないが、本件と同様、平面化簡略化が進んだ作例として、南流神社（一関市室根町）如来形坐像御正躰【**挿図6**】、熊野神社（同市岩泉町）三尊坐像御正躰【**挿図7**】、旧薬王院（北上市口内）拱手如来形坐像御正躰【**挿図8**】、沼田神社（雫石町）如来形坐像御正躰【**挿図9**】などが確認される。 上記のように、本件は、当代の御正躰の一典型を示すものであり、市域を始め広く岩手県内を見渡すに類例のなかでも比較的制作優秀かつ一部に欠失はあるものの保存状態の良さも評価される。 また、御正躰はそもそも携行し易く、制作地から現所在地へ移入されたと思しき作例が圧倒的に多い。このことから、共通する時代的特徴を備えた作例が全国各地に散在している。そのなかにあって、本件は全国的な比較検討に堪え得る一典型と評価される。 本件は、おそらくは遠方から然るべき由緒を伴い、現所在地に勧請されたものであろう。 さらに、携行に適した御正躰の特性が活かされ、勧請奉懸という地域の歴史が具現化した好例といえる。 上記は一関市有形文化財指定基準「絵画、彫刻、工芸の部1及び2」によく該当し、一関市指定有形文化財に相応しいと評価される。 墨書銘について 本件の全４面に確認される墨書銘は御正躰の制作年代を判断する形式変遷と合致しない。また、墨書銘の記入時期も不明である。 なお、全４面に共通する「九月十六日」は、『安永風土記』等に記される永治元（1141）年の櫻森神社勧請とその由緒に基づくと思しき祭礼挙行日にちなむもの。 また、その1とその3は上記のとおり勧請とされる年月日。その2とその4の永仁２（1294）年は同社または周辺にとって何らかの記憶や伝承を受け継ぐ、有意な日付と推測される。このことについては今後の調査研究の進展に期待したい。 ４面の分類について 本件は、鏡面金銅板の厚さ、仏像や獅噛形鐶座の形状、青海波や外区の文様構成などから、その1とその4と、その2とその3と、2群に分類される。これが制作年代の違いを示すものか、制作者（工房）の系統の違いを示すものかなど、理由が判然とせず、現時点での評価は困難。このことについても今後の調査研究の進展に期待したい。 なお、指定に当たり、４面の配列を入れ替えることは吝かではない。 以上、本件に関する所見などを記した。 現時点では地域史や銘文情報などの詳細な分析には至らないが、今後、本件が所在地周辺の歴史文化の解明を進める上でも有効な手段となることも期待される。

	参考文献 岩手県立博物館『岩手の懸仏』(昭和５９年) 滋賀県立琵琶湖文化館『懸仏の世界』(平成９年)

【挿図】縮尺不同



【挿図1】



【挿図2】



【挿図3】



【挿図4】



【挿図5】



【挿図6】



【挿図7】



【挿図8】



【挿図9】

協議２　令和８年度文化財保護事業の実施について

令和８年度文化財行政の方針

教育振興の基本目標（一関市教育振興基本計画）

「郷土を愛し　自ら学び　未来を拓く　一関のひとづくり」

計画期間　　令和８年度から令和 17 年度まで

※前期５年後期５年に区分し、社会の変化に柔軟に対応します。

◆　基本方向　　誇りと愛着を醸成する文化を継承し、未来を創造するひとづくり

・市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史と文化を身近に学べる環境を構築し、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を持ち次世代につないでいく「ひとづくり」を目指します。

◇　重要項目　文化財・文化施設の活用

・骨寺村荘園遺跡をはじめとする地域の文化財を、単に保護の対象とするだけでなく、探求的な学びやふるさと学習の「生きた教材」として積極的に活用し、郷土への誇りを育みます。

基本施策	個別施策	事業の展開
１　文化財の保存と活用	⑴　文化財の保存、調査及び活用	①　文化財保存・調査事業 ②　文化財施設等整備事業 ③　文化財公開活用事業 ④　文化財情報提供事業 ⑤　地域文化財保護事業
	⑵　骨寺村荘園遺跡の保全と活用	①　骨寺村荘園遺跡保全活用事業 ②　文化的景観保護推進事業 ③　骨寺村荘園遺跡調査整備事業 ④　ひらいずみ遺産塾負担金
２　地域文化の伝承	⑴　風俗慣習・民俗芸能の保存・伝承	①　民俗芸能伝承調査研究保存事業 ②　歴史民俗資料等活用事業
	⑵　偉人・先人の顕彰	②　歴史民俗資料等活用事業（再掲）
	⑶　地域団体等への支援	①　民俗芸能伝承調査研究保存事業（再掲）

令和８年度事業計画について

１　文化財の保存と活用

⑴　文化財の保存、調査及び活用

教育振興基本計画掲載 R8～R12事業名	教育振興基本計画掲載 R8～R12事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R8事業名（予算額）、事業計画
文化財保存・調査事業	文化財調査委員による研究と文化財指定を行い、埋蔵文化財の発掘調査と適切な保護を実施します。	◇一般文化財費（4,763千円） ・文化財調査委員会議 ・文化財等の調査研究、資料調査ほか ◇埋蔵文化財費（1，997千円） ・緊急発掘調査等表土掘削委託料等
文化財施設等整備事業	各文化財建造物等の老朽化対策や修繕等を行います。	◇文化財保存管理費（11,587千円※現年度分） ・千葉胤秀旧宅保存方法及び活用策について検討 ・千葉胤秀旧宅屋根修繕（繰越） ◇公共施設等総合管理計画推進費（23,092千円） ・芦東山記念館LED化 ・石と賢治のミュージアム空調更新
文化財公開活用事業	市が所有・管理する文化財の適切な管理と一般公開を行います。	◇文化財保存管理費（再掲） ・旧沼田家武家住宅、千葉胤秀旧宅 ・せんまや街角資料館等の管理費等
文化財情報提供事業	広報誌やHP等で情報提供を行い、市内の歴史・文化に関する標柱と解説板の整備を進めます。	◇一般文化財費（再掲） ・市広報「文化財探訪」掲載等 年4回程度予定 ・市ホームページの情報更新、事業紹介 ◇文化財標柱・解説板整備事業（1,000千円） ・標柱、解説板設置・更新など計10基を整備
地域文化財保護事業	地域の文化財の持続可能な活用・保存方法を検討し、維持管理・保護を行う個人・団体へ支援します。	◇指定文化財保護事業補助金（6,000千円） ・文化財修復事業、保存団体等の活動補助、重要建物修理修景事業

⑵　骨寺村荘園遺跡の保全と活用

教育振興基本計画掲載 R8～R12事業名	教育振興基本計画掲載 R8～R12事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R8事業名（予算額）、事業計画
骨寺村荘園遺跡 保全活用事業	骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画等に基づき、遺跡の保存活用を推進します。	【所管　骨寺荘園室】
文化的景観保護 推進事業	小区画水田保全活用方針に基づき、小区画水田での体験学習、都市農村交流を実施します。	◇文化的景観保護推進事業費（6,893千円） ・「一関本寺の農村景観保存計画」の改定 ・文化的景観保護に係る研修会等への参加
骨寺村荘園遺跡 調査整備事業	考古学的調査や文献研究、講演会等の開催、史跡整備の検討を実施します。	◇骨寺村荘園遺跡調査研究事業費（5,335千円） ・４月下旬～発掘調査 （山王窟・駒形根神社） 【所管　骨寺荘園室】 【所管　博物館】
ひらいずみ遺産塾 負担金	県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ひらいずみ遺産塾」を開催します。	【所管　骨寺荘園室】







「一関本寺の農村景観保存計画」の改定に係る重要建物水系調査

2　地域文化の伝承

⑴　風俗慣習・民俗芸能の保存・伝承

教育振興基本計画掲載 R8～R12事業名	教育振興基本計画掲載 R8～R12事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R8事業名、事業計画
民俗芸能伝承調査研究保存事業	市内の民俗芸能を調査研究し、記録保存・継承につなげます。また、補助事業で普及と活動支援を行います。	◇民俗芸能伝承記録保存事業費（1,928千円） ・民俗芸能映像記録保存業務（2団体予定） ・民俗文化財調査報告書印刷費等 ・文化財指定に向けた検討 ・民俗芸能以外の無形民俗文化財指定文化財等の調査、研究
歴史民俗資料等活用事業	市内の歴史・民俗・考古資料等を調査研究し、公開展示を行います。また、先人の暮らしを体験できる機会の充実を図ります。	◇一般文化財費（再掲） ・民俗資料移設、集約（継続検討） ◇民俗資料館運営事業費（1,286千円） ◇みちのくGOLD浪漫推進事業（10,450千円）

⑵　偉人・先人の顕彰

教育振興基本計画掲載 R8～R12事業名	教育振興基本計画掲載 R8～R12事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R8事業名、事業計画
歴史民俗資料等活用事業	市内の歴史・民俗・考古資料等を調査研究し、公開展示を行います。また、先人の暮らしを体験できる機会の充実を図ります。	◇芦東山記念館調査研究費（731千円） ・史資料調査（専門学芸調査員） ◇民俗資料館運営事業費（再掲）

⑵　地域団体等への支援

教育振興基本計画掲載 R8～R12事業名	教育振興基本計画掲載 R8～R12事業概要	「一関市予算に関する説明書」掲載 R8事業名、事業計画
民俗芸能伝承調査研究保存事業	市内の民俗芸能を調査研究し、記録保存・継承につなげます。また、補助事業で普及と活動支援を行います。	◇民俗芸能伝承記録保存事業費（再掲） ・民俗芸能映像記録保存業務（2団体予定） ・民俗文化財調査 ◇郷土芸能活動事業補助金（500千円） ◇市民講座などへの講師派遣

令和８年度骨寺村荘園遺跡確認調査の報告

調査要項

所在地：一関市厳美町字駒形 8-1（「白山社及び駒形根神社」地区）
調査期間：令和８年５月 11 日から９月 30 日まで（予定）
調査面積：115 ㎡

１　調査区の位置と目的

骨寺村荘園遺跡は厳美町本寺地区の丘陵地から平地にかけて広がっており、今回の調査区は平泉野台地と呼ばれる丘陵地北側に位置する駒形根神社の境内である。この境内の調査は令和４年度から継続しており、昨年度の段階で、丘陵頂部の削平と東側・南側斜面の盛土造成が明治 15 年以降に施工され、拝殿－神楽殿間に広場が設けられた後、昭和 46 年に本殿建設及び境内北側の土壇構築を経て現在の景観が形成されたという変遷を整理するに至っている。

令和８年度は、拝殿－神楽殿間に施工された整地層の広がりを調査するため、神楽殿の東側にＣ区、南側にＤ区を設定し、境内東側の拝殿移設に関わる整地層の広がりを調査するためＥ区を設定した。また、昨年度調査を実施した神楽殿北側のＢ６区では、土壇造成前に土坑の存在を想定していたが、その状況を精査するため追加調査を実施している。

なお、10 月以降には神楽殿の西側と本殿－土壇間を対象とした追加調査を予定している。神楽殿周辺には拝殿－神楽殿間とは異なる整地層の存在がうかがわれ、その背後には３×９ｍの平坦面が存在することから、神楽殿建設前の遺構の有無を確認するものであり、本殿－土壇間では土壇の年代的位置付けを明確にするため、両者の最上層となっている土層の下層において層位的関係の把握を目的とするものである。

今年度、骨寺村荘園遺跡では「白山社及び駒形根神社」地区のほか「山王窟」の調査を計画している。現在窟内に張られている床板やその下の堆積層を除去し、遺構検出作業を行う予定である。

２　調査結果

【神楽殿東区（Ｃ区）】
・南端部付近で明治 15 年以降造成とみているＳＸ05 の広がりを確認した。
　※上層：ＳＸ05 ａ黄褐色土（舗装）、下層：ＳＸ05 ｂ黒色土　（基礎盛土）
・ＳＸ05 は神楽殿のほぼ南東隅まで及んでいる。
【神楽殿南区（Ｄ区）】
・ＳＸ05 のＣ（神楽殿の南東隅）では地山土を利用した礫主体とした盛土（ＳＸ05 ａ‘黄褐色土）となっている。西端部の補強を意図したと考えられる。
　※上層のＳＸ05 ａと下層のＳＸ05 ｂの間に堆積
・神楽殿の南側は幅約１ｍの通路状の狭い通路状の平場を介して斜面となっており、自然地

形をとどめていると考えられる。

【神楽殿東区（Ｅ区）】

・拝殿移設時の盛土整地層と考えているＳＸ02・ＳＸ03（令和６年度調査）を、拝殿の北東隅から本殿にかけて検出した。

※令和６年度の調査ではＳＸ02 とＳＸ03 を時期差がある整地層とみていたが、今回の調査により、時期差ではなく積み手の違いと判断し、ＳＸ03 の名称で統一する。

・この整地層は地山直上に堆積した黒色土の上面に直接盛土した状況を確認した。・ＳＸ03 の最上層には舗装とみられる淡褐色土が部分的に残存しており、その上面から鉄釘等が出土した。

・ＳＸ03 の盛土整地層は積み土の状況から１時期に造成されたものであり、その西端部には本殿建設時の整地層と考えられる褐色土を主体とした整地層があることから、拝殿移設時の盛土整地はこの位置まで及んでいたと考えられる。

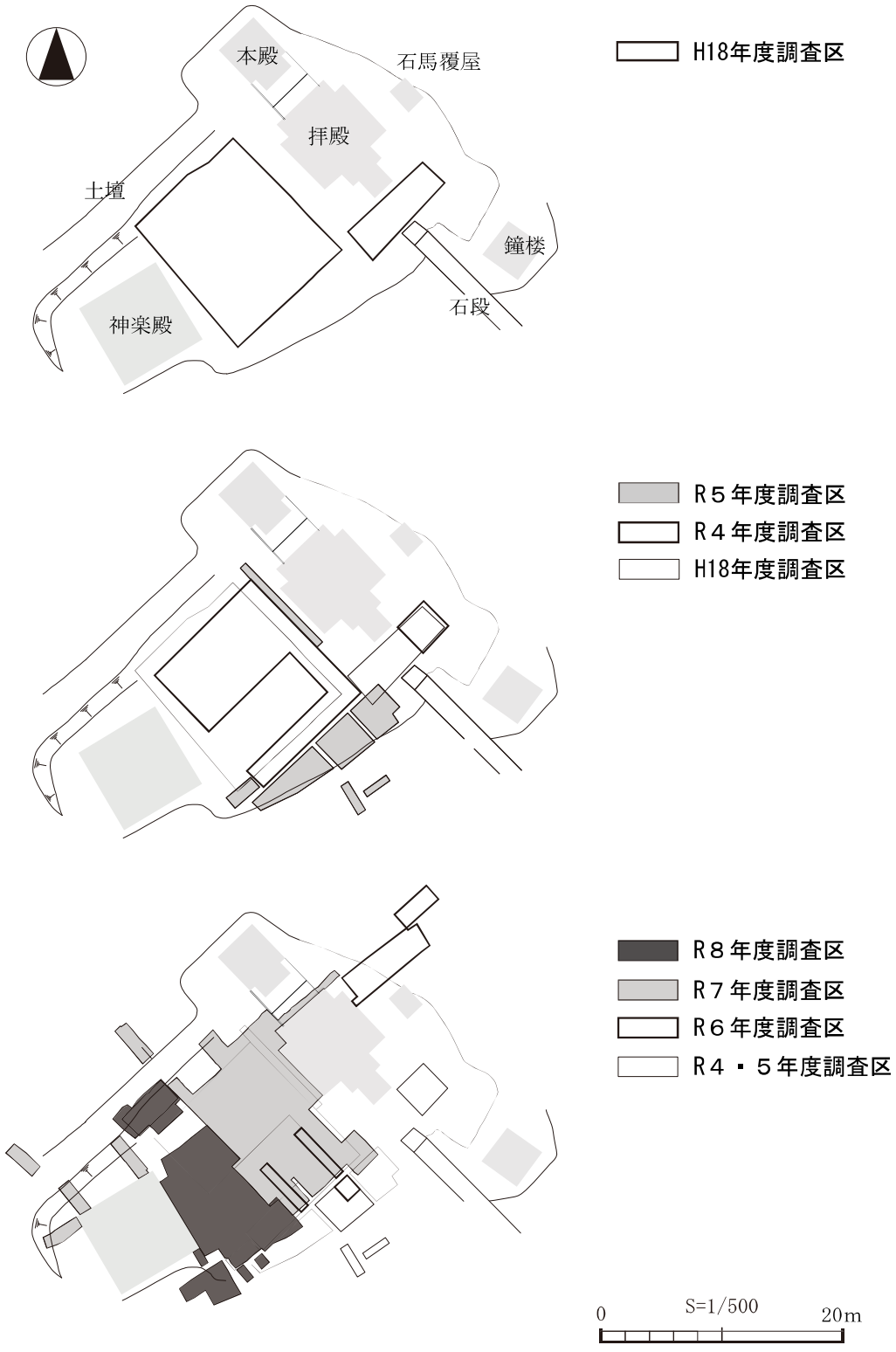
【土壇中央部（Ｂ６区）】

・昨年度の調査では、丘陵端部に土壇盛土を施した状況を把握したものの、その連結部にある灰白色土を土壇より古いＳＫ14 と理解したものであるが、今回の調査によってそれは盛土の一部であることが判明した。

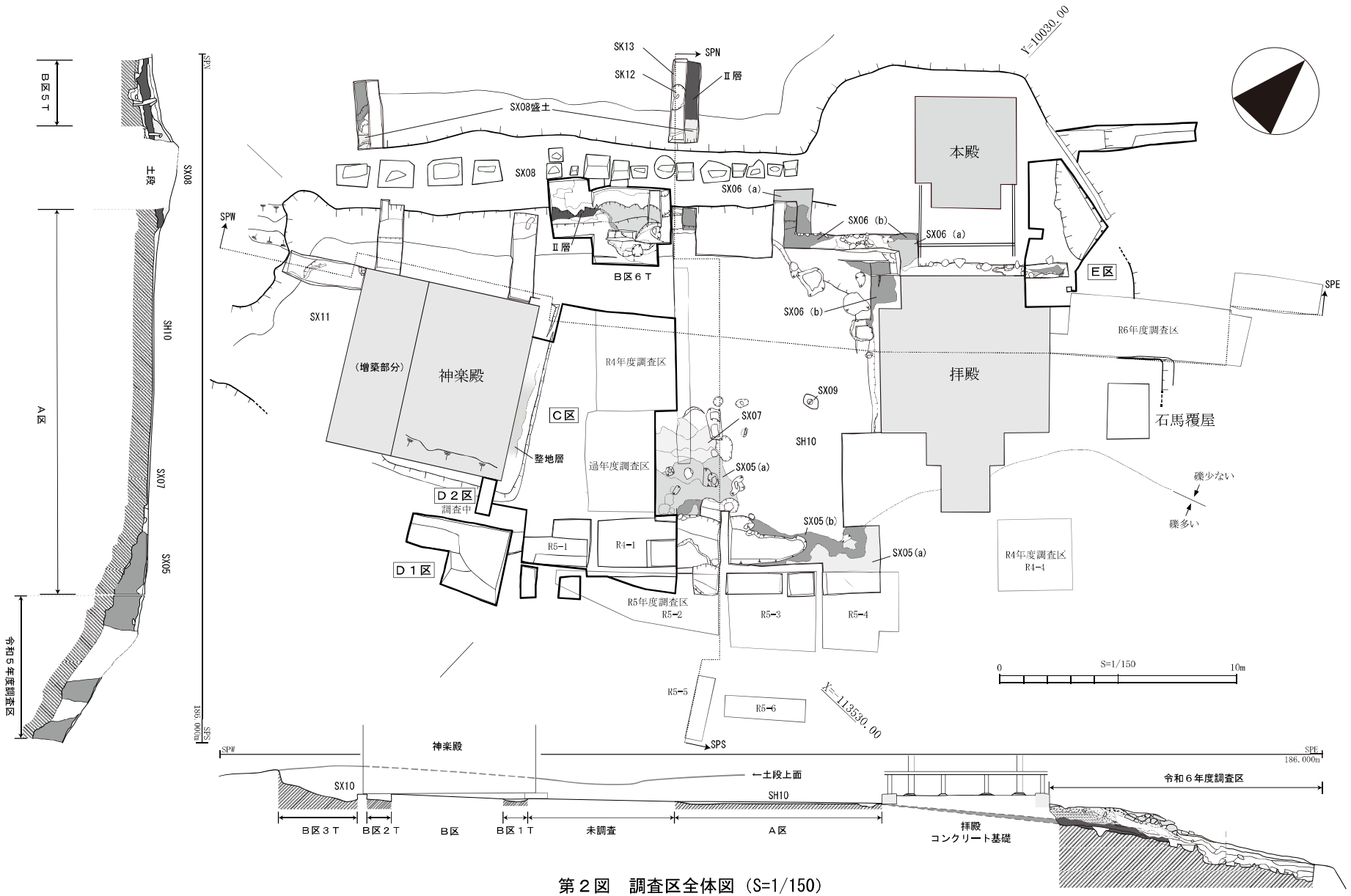
３　まとめ

・拝殿－神楽殿間における整地層端部の盛土の状況が明確になった。

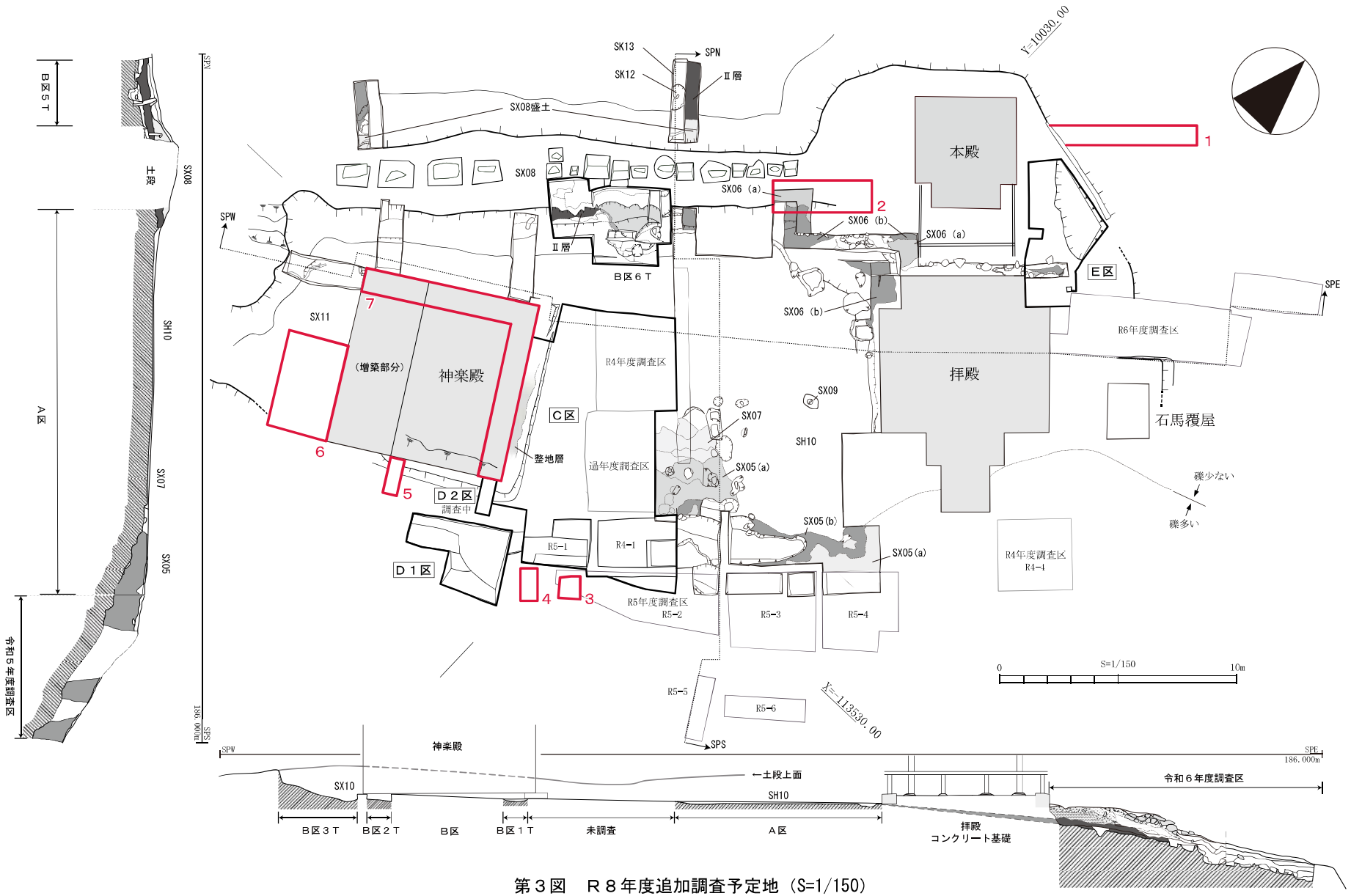
・拝殿移設時の整地層が、現在本殿が立地する範囲まで及んでいたことが明らかになり、当初の境内の範囲を示す成果が得られた。



第１図　駒形根神社境内地における調査区の位置



第２図　調査区全体図（S=1/150）



第３図　Ｒ８年度追加調査予定地（S=1/150）

(4)その他

文化庁ほか主催「発掘された日本列島 2026」展において
骨寺村荘園遺跡の出土遺物を出展しました。

「発掘された日本列島 2026」展は、近年発掘調査が行われた中で特に注目された出土品を中心に展示する巡回展です。骨寺村荘園遺跡から出土した遺物のうち、令和５年度に出土した鉄磬（てつけい）など計 18 点を出展しました。

１　会場と会期　⑴東京都江戸東京博物館（東京都）
６月 13 日（土）～７月 26 日（日）　※終了しました。
⑵市立伊丹ミュージアム（兵庫県）
８月７日（金）～９月 13 日（日）
⑶八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（青森県）
９月 26 日（土）～11 月３日（火・祝）
⑷松本市立博物館（長野県）
11 月 14 日（土）～12 月 28 日（月）
⑸新潟県立歴史博物館（新潟県）
令和９年１月 16 日（土）～２月 28 日（日）

２　内　容　⑴我がまちが誇る遺跡
⑵新発見考古速報
（このコーナーで骨寺村荘園遺跡が展示されます）
⑶特集　遺跡から読み解く多様な歴史文化
キッズ考古学新聞コンクール

３　主な展示品



鉄磬



灯明皿

油井名沢堤　堤体改修工事に係る工事立会及び確認調査

工事立会日　令和８年４月 14 日（火）
確認調査　　令和８年４月 13 日（月）～４月 21 日（火）
調査面積　　51 ㎡（岩手県教育委員会への協力分を除く）
調査の経緯

油井名沢堤は安永４（1775）年の「磐井郡流上油田村風土記御用書出」にその名が見いだせる。本件は、油井名沢堤の堤体改修工事中、樋の取水部と底樋管の発見によって岩手県教育委員会が工事立会を実施することになったため、本市教育委員会はそれに協力し、さらに岩手県教育委員会の工事立会が及ばなかった範囲の確認調査を実施したものである。

調査成果

1　取水部は、底樋管をまたぐ２本の掘立式の柱を支柱とし、それを横木で固定した構造で、横木の中央には取水孔を開閉するため長い柄がついた栓が取り付けられている。取水孔は１度付け替えられており、新しい段階のものはコンクリートで補修されていた。取水部の支柱についても、現存する支柱の 50 ㎝南側で掘立式の柱穴を検出した。その中央部には抜取り穴があり、１度改修されている状況が見られる。

2　底樋管は、半裁して内側を刳り貫いた丸太材を重ね合わせた構造で、それを５本連結して全長 20.7ｍの管としている。連結部はいずれも印籠継ぎにしており、設置するにあたっては初めに下側を敷き並べ、上下を組み合わせている。

3　底樋管の上に造成された堤体は、現状で敷き幅 7.9ｍ、高さ 4.8ｍである。その土層堆積状況から３時期（Ａ→Ｂ→Ｃ期）の変遷があり、最も新しいＣ期はＡ期の約２倍の規模となっている。

4　発見した遺物はすべて樋の部材と杭であり、その内訳は支柱等６点、底樋管 10 点（上下を別にカウント）、杭 55 本である。



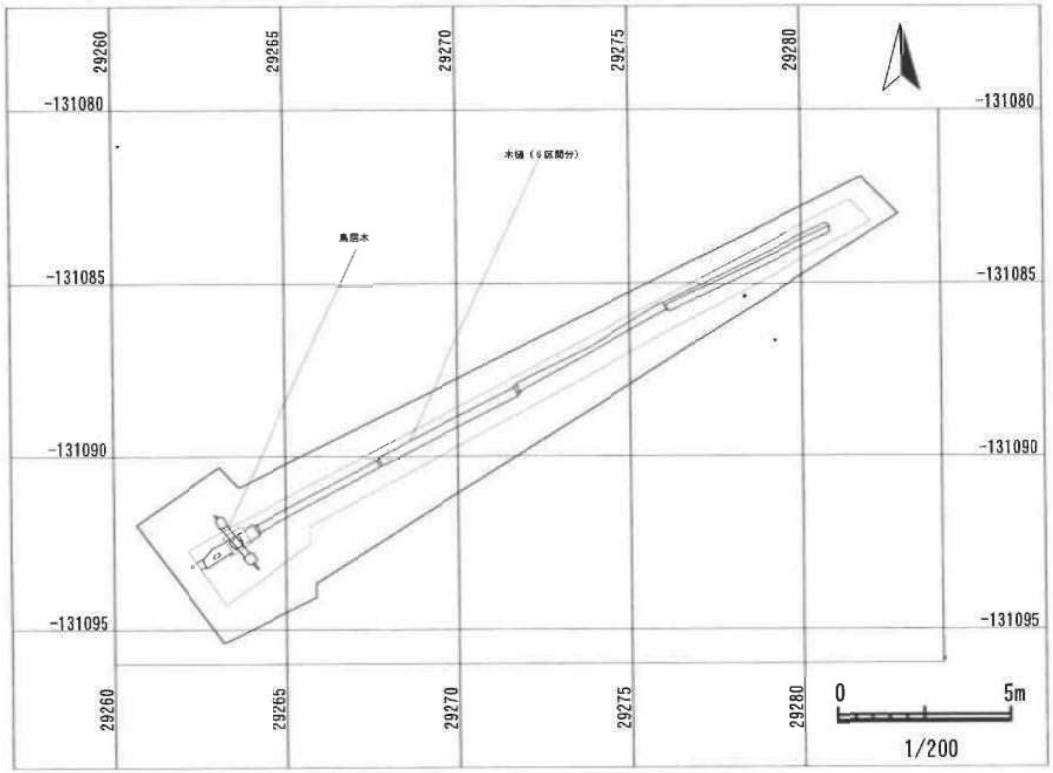
縮尺1/25000

第１図　調査区位置図（１）

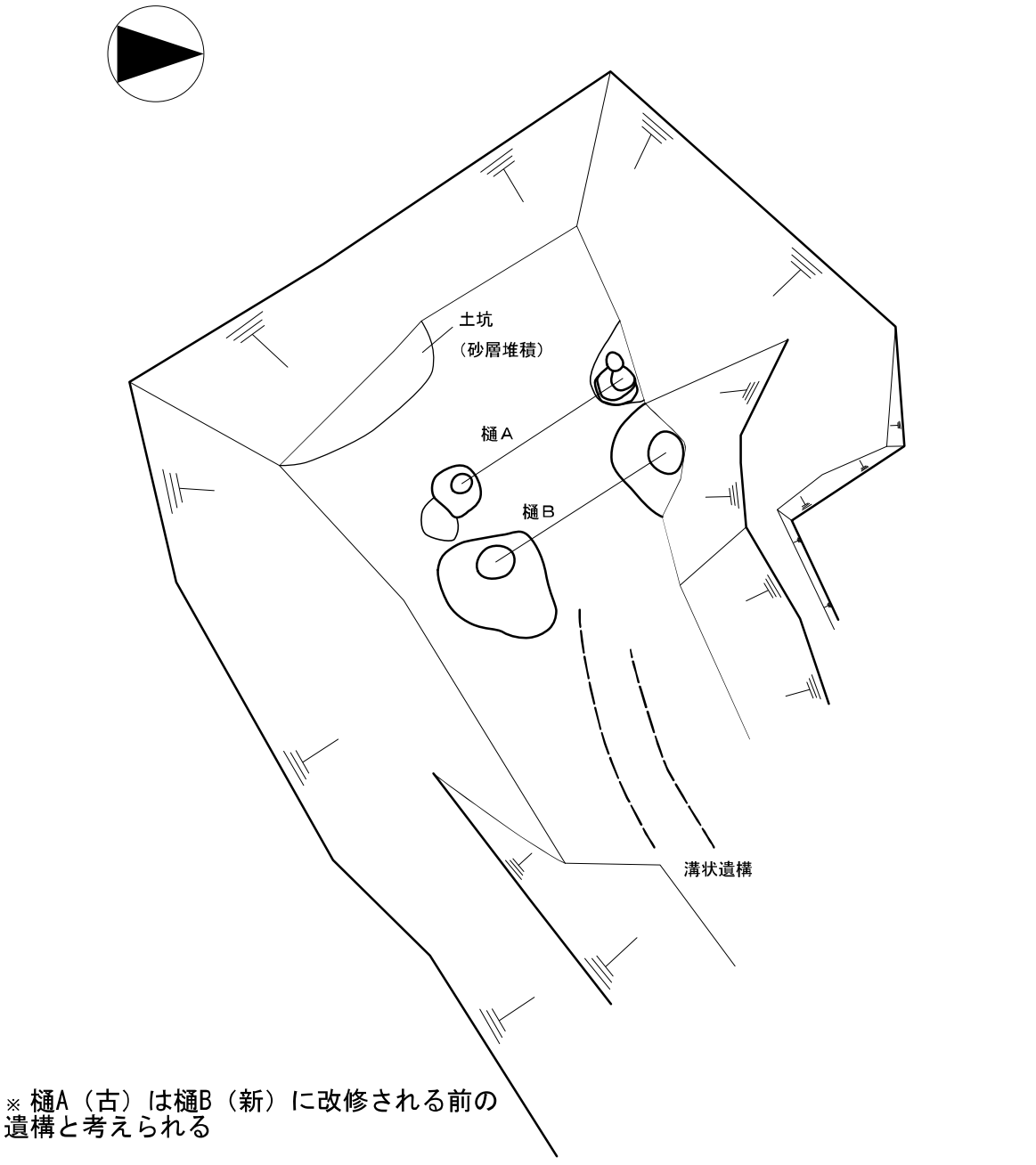


第２図　調査区位置図（２）

油井名沢堤遺跡　立会箇所　遺構配置図



第３図　立会箇所　遺構配置図（岩手県文化課提供）



第４図　樋（取水部）の支柱平面図



第５図　堤体土層堆積状況

底樋管設置面　→



1　盛土
2　10YR3/2黒褐色土　やや粘性あり、締まりあり。
3　10YR3/2黒褐色土　灰（5Y4/1）粘土ブロックを多く含む。締まりあり。
4　5Y3/1オリーブ黒　やや締まりなし。
5　5Y3/1オリーブ黒　締まりなし。
6　5Y3/1オリーブ黒　スクモ状の植物細片を多く含む。粘性あり。

第６図　底樋管周辺における土層堆積状況



写真図版１　調査区空中写真





上：調査区全景（北より）
下：底樋管検出状況
樋管は５本のマツ
材を連結したもの
（北より）

写真図版２

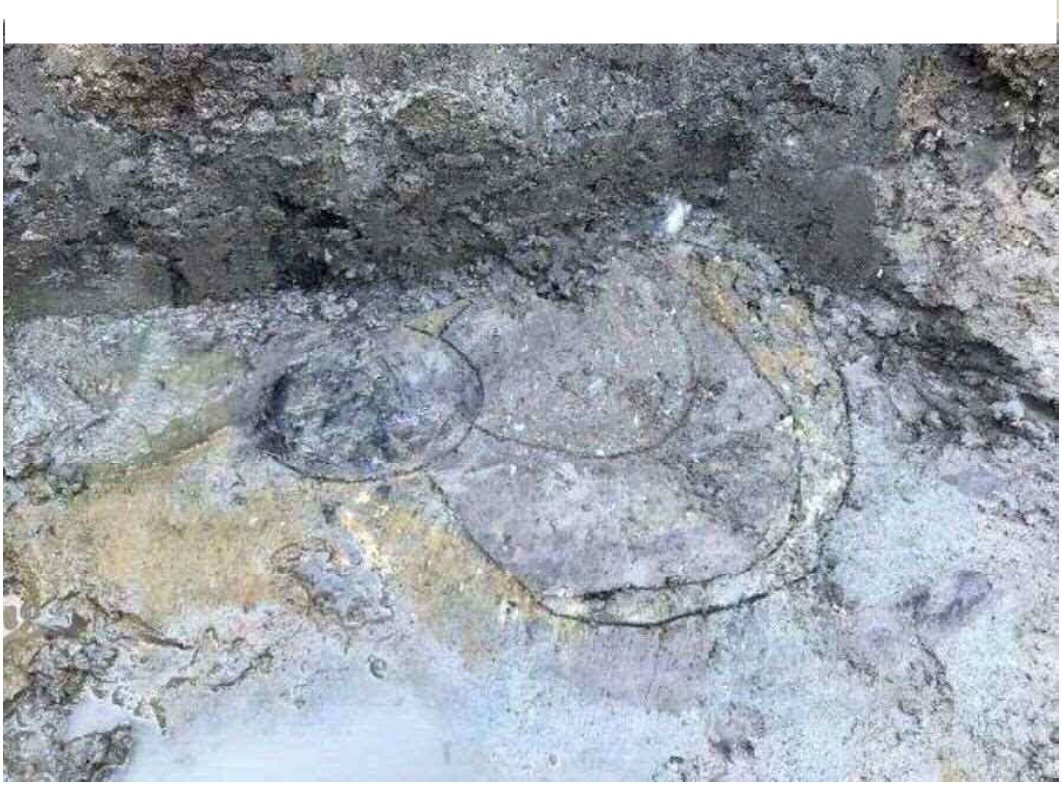




上：取水部検出状況　　底樋管を跨ぐ支柱と横木。横木の中央の棒は取水孔の栓。
下：取水部検出状況　　コンクリートの補修（上写真）を除去した状況。棒の栓の左側に古い取水孔があり、その先端部が残っていた。

写真図版３





上：底樋管の継手の状況　　樋管の両端をソケット上に加工して連結している。
下：取水部支柱の古い柱穴　　柱を抜取った状況が見られる。

写真図版４







上：取水部調査風景（北より）　　取水孔を覆う土砂を除去している状況。
下右：底樋管の蓋をはずした状況（北より）
下左：取水部支柱の抜き取り作業風景

写真図版５



上：堤体土層堆積状況（東より）　　２回改修された状況が見られる。
下：堤体全景（東より）　　堤体中央部を掘り下げたところ底樋管が現れた。

写真図版６

骨寺村荘園900年記念事業　事業概要

○開催事業等について

【主　旨】　骨寺村荘園900年を記念して、市内外多くの方に骨寺村荘園遺跡を幅広く知ってもらう。

⑴　平泉と骨寺を巡るツアー

テーマ：骨寺村を深く掘り下げる。ターゲットは仙台方面の新規の方

時　期：① 5/15(金)・5/16(土)

② 11/6(金)・11/7(土)

定　員：20名（各回）

委託先：河北新報トラベル（旅行代理店業務）、河北新報社（広告業務）、いわいの里ガイドの会（ガイド業務）

本寺神楽保存会（夕食時披露）

内　容：

〈1日目　骨寺村の歴史を学ぶ〉

8:00	仙台駅 集合
9:30	一ノ関駅　集合
10:00～12:30	中尊寺見学・光聴氏挨拶
	金色堂・讃衡蔵・自由見学
12:30～13:30	昼食（平泉レストハウス）
14:00～16:00	交流館シアター・展示棟見学
	荘園遺跡見学
	荘園遺跡見学
16:30	瑞泉郷　到着

〈2日目　現地を散策する〉

9:00	瑞泉郷 出発　交流館 集合
9:15～10:00	窟についての事前学習
	（博物館小岩氏）
10:15～12:15	山王窟または慈恵塚コース
12:15～13:15	昼食（骨寺村荘園交流館）
13:15～15:15	山王窟または慈恵塚コース
15:30	交流館 出発
16:00	一ノ関駅　着
17:30	仙台駅 着

＊宿でのイベント：夕食時に本寺地区神楽の披露。

⑵　講演会

テーマ：900年を機に中尊寺から見た骨寺村荘園に思いを馳せ、これからの本寺の可能性について考える機会とする。

①　R7年度発掘調査報告会と同時開催

・日時　2/14（土）

・演題　「骨寺村荘園900年 ～農土と浄土～」

・講師　中尊寺執事長　菅原光聴氏　33名参加

②　講演会　骨寺村の価値、魅力、未来について意見交換をおこなう

・日　　時　8/29(土)13時～16時

・司会進行　渡辺裕太氏

・基調講演

テーマ：「骨寺村荘園遺跡の価値を紐解く～神と仏の坐す骨寺村を歩く～」60分

講演者：一関博物館　館長　誉田慶信　氏

・パネルディスカッション

テーマ：「骨寺村から創る新たな交流人口のカタチ」90分

会　場：一関文化センター　中ホール

出演者：八重樫　忠郎氏（コーディネーター）

渡辺裕太氏、山下 祐介氏、北村直理氏、野続祐貴氏（※歴史、観光、活用など様々な分野の方を人選）

⑶ 山王窟限定公開

テーマ：普段非公開の場所なので、多くの方に見てもらいたい
内　容：仮設階段を設置（４月～11 月）し公開する
時　期：①お田植体験交流会（5/31）　13 時～15 時
②稲刈り体験交流会（9/27）　13 時～15 時
③ほんでら秋祭り（11/1）　10 時～12 時、13 時～15 時
④随時（団体での申込みのみ）
定　員：各 10 名程度
委託先：いわいの里ガイドの会（ガイド業務）

⑷ 荘園グッズを作る

テーマ：来訪者へ記念となるものを配布し、思い出として記憶に残してもらう
内　容：ステッカー

一関市指定文化財の指定、選定又は認定の基準　　【参考２】

一関市文化財保護条例施行規則第20条により、指定、選定又は認定の基準について、次のとおり定める。

（平成27年３月31日　教育長決裁）

第１　有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸の部

１　各時代の遺品のうち、制作優秀で市の文化史上貴重なもの
２　市の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの
３　題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの
４　特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
５　渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

書跡、典籍の部

１　書跡類は、宸翰（しんかん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖（ほうじょう）等で市の書道史上の代表と認められるもの又は市の文化史上貴重なもの
２　典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
３　典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で市の文化史上貴重なもの
４　書跡類は、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
５　渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

古文書の部

１　古文書類は、市の歴史上重要と認められるもの
２　日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
３　木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
４　古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
５　渡来品で、市の文化にとって特に意義のあるもの

考古資料の部

１　土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
２　古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
３　官衙（かんが）、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
４　渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

１　政治、経済、社会、文化等市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
２　市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
３　市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

４　渡来品で、市の歴史上意義が深く、かつ学術的価値の特に高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

⑴　意匠的に優秀なもの
⑵　技術的に優秀なもの
⑶　歴史的価値の高いもの
⑷　学術的に価値の高いもの
⑸　流派的又は地方的特色において顕著なもの

第２　無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

１　音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの
⑴　芸術上特に価値の高いもの
⑵　芸能史上特に重要な位置を占めるもの
⑶　芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な位置を占め、かつ、地方的又は流派的特色　が顕著なもの
２　前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

工芸技術関係

１　陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの
⑴　芸術上特に価値の高いもの
⑵　工芸史上特に重要な位置を占めるもの
⑶　芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な位置を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

１　保持者
⑴　市の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
⑵　芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
⑶　２人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
２　保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

工芸技術関係

１　保持者
⑴　市の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体得している者

⑵　工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
⑶　２人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

２　保持団体

工芸技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第３　有形民俗文化財指定基準

１　次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

⑴　衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

⑵　生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁猟、工匠用具、紡織用具、作業場等

⑶　交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、船車、飛脚用具、関所等

⑷　交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等

⑸　社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿（わかものやど）等

⑹　信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

⑺　民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占（ぼくせん）用具、医療具、教育施設等

⑻　民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

⑼　人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋（うぶや）等

⑽　年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

２　前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

⑴　歴史的変遷を示すもの
⑵　時代的特色を示すもの
⑶　地域的特色を示すもの
⑷　生活階層の特色を示すもの
⑸　職能の様相を示すもの

第４　無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

１　風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

⑴　由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

⑵　年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
２　民俗芸能のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
⑴　芸能の発生又は成立を示すもの
⑵　芸能の変遷の過程を示すもの
⑶　地域的特色を示すもの

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

１　保持者
市の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者
２　保持団体
芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第５　史跡名勝天然記念物指定基準

１　史跡
次に掲げるもののうち市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの
⑴　貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡
⑵　城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
⑶　社寺の跡、又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
⑷　藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
⑸　薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
⑹　関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
⑺　墳墓及び碑
⑻　旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

２　名勝
次に掲げるもののうち市の優れた郷土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、又は人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの
⑴　公園、庭園
⑵　橋梁、築堤
⑶　花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生（そうせい）する場所
⑷　鳥獣、魚虫などの生息する場所
⑸　岩石、洞穴
⑹　峡谷、瀑布、渓流、深淵
⑺　湖沼、湿原、浮島、湧泉
⑻　火山、温泉
⑼　山岳、丘陵、高原、平原、河川
⑽　展望地点

3　天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、市の自然を記念するもの

動物

⑴　市特有の動物で著名なもの及びその生息地
⑵　市特有の産ではないが、市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
⑶　自然環境における特有の動物又は動物群集
⑷　市に特有な畜養動物
⑸　特に貴重な動物の標本

植物

⑴　名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
⑵　代表的原始林、稀有の森林植物相
⑶　代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
⑷　代表的な原野植物群落
⑸　砂地植物群落の代表的なもの
⑹　泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
⑺　洞穴に自生する植物群落
⑻　池泉、温泉、湖沼、河の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
⑼　着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
⑽　著しい植物分布の限界地
⑾　著しい栽培植物の自生地
⑿　珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

地質鉱物

⑴　岩石、鉱物及び化石の産出状態
⑵　地層の整合及び不整合
⑶　地層の褶曲及び衝上
⑷　生物の働きによる地質現象
⑸　地震断層など地塊運動に関する現象
⑹　洞穴
⑺　岩石の組織
⑻　温泉及びその沈殿物
⑼　風化及び浸蝕に関する現象
⑽　硫気孔及び火山活動によるもの
⑾　氷雪霜の営力による現象
⑿　特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第６　選定保存技術の選定及び保持者又は保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1　有形文化財等関係

⑴　有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要のあるもの
⑵　有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術若しくは技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

２　無形文化財等関係

無形文化財若しくは無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術若しくは技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等若しくは材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

１　保持者

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

２　保存団体

市の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体
（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの